

令和元年 9 月 24 日

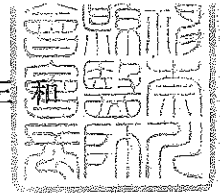
会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 蔵並 貴子
宮下 明

有料老人ホーム等の開設における協力について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和



有料老人ホーム等の開設における協力について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会では、有料老人ホーム等の新規開設に伴い、施設に入所される高齢者の救急医療や配置医師等への対応について、施設開設時から当該郡市医師会と連携し、地域の医療・介護・福祉に混乱を来たすことがないように、平成30年5月14日付けで県に申し入れておりました。

このことについて、令和元年8月29日に開催した本会と県との定例連絡会において再度、県に申し入れを行ったところ、各市町村の関係者会議で説明を行うと共に、平成30年8月31日付けで別紙のとおり関係市町村有料老人ホーム担当者宛通知したとの回答があり、別添のとおり文書入手いたしました。

つきましては、貴会におかれましても高齢者施設等から新規開設に伴う様々なご相談があった際には、地域医療に支障を来たさないよう施設側にも地域の医療状況等について、ご指導やご対応等のご協力をお願いいたします。

(事務担当は地域医療企画課 小沢、岩田)

30 神医第 223 号
平成 30 年 5 月 14 日

神奈川県福祉子どもみらい局長 様

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和

有料老人ホーム等の開設時における指導・監督の強化について
(医師会・医療機関との連携に対する要望)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会の事業にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、4月6日付にて日本医師会を通じて厚生労働省老健局高齢者支援課長より「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」の通知がありました。

有料老人ホームには、サービス付高齢者向けの住宅が一部含まれるなどその内容が多様化しております。

最近、横浜市内等でも有料老人ホームが開設されたことにより、入所されている高齢者の救急の増加や緊急時の医療対応において支障を来たす事例が本会に報告されました。

施設の配置医師が県外であったり、協力病院との連携が不十分であったり必ずしも医療の質が担保されていないことから、施設付近の医療機関が対応することになります。

しかし、施設開所時に予め当該地域の郡市区医師会にご相談いただければ、緊急時の対応についても事前に調整することが可能となり、施設側でも配置医師に連絡がとれない場合等、不測の医療対応を担保され、円滑な救急対応に結びつくこととなります。

実際に、最近横浜市緑区で老人ホームが開所される前に、市からの指導で緑区医師会と業者の間で協議がなされ、地元の医療機関と連携が円滑になされています。

つきましては、有料老人ホーム等の開設の際は、当該地域の郡市区医師会に、施設側より緊急時等の対応について予め調整されることや情報開示（配置医師の有無、救急時の対応、看取りの有無等）をされるよう、県から各市町村に対して指導を強化されるよう強く要望します。

2025年に向かって更に高齢者が急増するため、本会や郡市区医師会でも地域の医療資源を有効に活用し、地域医療に混乱や支障を来たさないための体制の確立を目指しています。

(事務担当は地域医療企画課 小沢、岩田)



事務連絡
平成30年8月31日

関係市町村有料老人ホーム担当者様

神奈川県高齢福祉課保健・居住施設グループ

有料老人ホーム等の開設における指導に係る協力依頼について

標記の件について、平成30年8月2日に開催した市町村介護保険主管課長会議において、別添資料により、説明したところ、具体的な対応方法について明確にするよう御要望がありましたので、連絡します。

については、神奈川県有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条に基づく事前協議の際に、御指導・御助言等いただきますようお願いいたします。

1 課題や支障事例の周知について

神奈川県医師会からは、有料老人ホームの開設により、特に、「看取り」を標ぼうしているにも関わらず多くの救急要請をし、救急医療体制そのものが崩壊しかねない事例が県医師会に報告されているとのことでした。

また、神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指導指針」）では、事業者と協力医療機関との間で協力内容について取り決めることを規定しています。

事業者に対しては、県医師会に報告された「①支障事例があることを説明」するとともに、「②協力医療機関との実現可能な協力内容の取り決め」や、「③郡市医師会など、地元関係機関への丁寧な説明」に努めるよう指導・助言をしてください。

2 協力医療機関の確保について

指導指針で規定した、協力医療機関が決まっていない事業者や、協力内容が不十分な事業者については、貴市町村の郡市医師会に相談するよう指導・助言をしてください。

とりわけ、看取りを標ぼうしようとする事業者に対しては、地域での円滑な事業運営の観点から、協力医療機関との取り決めの内容等について、郡市医師会にも説明をするよう指導・助言をしてください。

なお、不明な点等ございましたら、下記までご連絡下さるようお願いいたします。



問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
高齢福祉課保健・居住施設グループ 元西
TEL 045-210-1111 (内線 4856)